

各事業所  
 総務人事幹部社員  
 健康管理担当幹部社員

富士通健康保険組合  
 常務理事〔印略〕  
 健康事業推進統括部  
 統括部長〔印略〕

## 2016年度 疾病予防・保健事業の制度内容とお願いについて

日頃より、当健康保険組合の業務運営に関しまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

当健康保険組合では健康推進部門とともに健康増進・疾病予防のため、各種事業を実施しておりますが、2016年度の保健事業における費用補助等について、以下の通りご通知申し上げます。

また、その他保健事業全般の情報につきましてもご案内いたしますので、社員とご家族の健康管理・疾病予防にご活用ください。

なお、2016年度期中におきましても、保健事業の推進に伴い、社員やご家族の方へのPR等のご連絡をさせていただきますので、種々ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

## <目次>

<b>1. 主な取り組みと目標</b> .....	<b>2～3ページ</b>
1) データヘルス計画(2016年度実施計画)	
2) 重症化予防の取り組み	
<b>2. 各種費用補助制度について</b> .....	<b>4～9ページ</b>
1) 一次健診(生活習慣病健診)	
2) 二次検診	
3) 前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)	
4) 歯科検診	
5) 被保険者婦人科健診(乳がん・子宮頸がん)費用補助	
6) 海外勤務者の健康診断	
7) 海外勤務者(海外出張者を除く)の予防接種	
8) 脳ドック・肺ドック・内臓脂肪検診費用補助	
9) 特定保健指導費用補助	
<参考>ヘルスアップサポートセミナーの開催	
<b>3. 請求システムについて</b> .....	<b>10ページ</b>
1) 費用補助申請システムの費用補助種類	
2) 費用補助申請システムの手続き方法	
3) 請求システムと結果登録の流れ	
<b>4. その他保健事業</b> .....	<b>11～13ページ</b>
1) 健康情報管理ツール「ヘルスアップF@mily」の活用について	
2) 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進	
3) 健康増進お役立ちツール「みんなの健康ライブラリー」	
4) 電話相談事業	
5) 家庭用常備薬等のあっせん事業	
6) 保健事業制度概要一覧	
7) お問い合わせ先、各種URLのご案内	

## 1. 主な取り組みと目標

2015年度から全ての健保組合において、「レセプトデータ」や「健診データ」の分析に基づいた効果的な保健事業の取り組みが求められています。第一期として3ヶ年計画の目標を立て取り組みますので、各種事業の推進に伴い、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 1) データヘルス計画 (2016年度実施計画)

事業名	2016年度 主な実施計画	目標(2014年度⇒2017年度)	
個別事業	1.重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者へ受診勧奨(メール、電話)</li> <li>状況に応じた事業所看護職向け勉強会</li> <li>2年連続該当者のフォロー</li> <li>受療していても改善していない人のフォロー</li> <li>特退者向け重症化予防対策</li> </ul>	未治療者の割合 ⇒ 15%削減
	2.女性特有のがん予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設型/巡回型/償還払い制度など複数による受診促進</li> <li>事業所実施に向けた調整</li> <li>事業所実施状況の把握(実施有無・実施方向など)</li> </ul>	婦人科健診受診率 50.4% ⇒ 65%
	3.配偶者の健診受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種受診案内、勧奨</li> <li>事業所から社員へ働きかけ</li> </ul>	配偶者健診受診率 58.2% ⇒ 70%
	4.メタボ対策・特定保健指導の実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所看護職へのサポート</li> <li>入社時の健康維持、増進セミナー</li> <li>体組成計導入事業所の利用促進PR</li> <li>外部パワー利用による特定保健指導対象者/終了者増(関係会社増6社)</li> <li>特退者向け特定保健指導施策を検討</li> </ul>	特定保健指導実施率 15.5% ※ ⇒ 35% (※特保実績:2013年度)
	5.ジェネリック医薬品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌による啓発</li> <li>花粉症向け差額通知</li> <li>生活習慣病向け差額通知</li> </ul>	ジェネリック医薬品利用率 59.6% ⇒ 新目標70%※ (※旧目標:54%から変更)
	6.歯科検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所毎の状況に応じたフォロー</li> </ul>	歯科検診実施率 47.6% ⇒ 60%
	7.メンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなサポート施策の検討</li> </ul>	
健康意識・コラボヘルス関連	8.ヘルスレタシーの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育資料の充実</li> <li>HP/広報誌等による情報提供</li> <li>ヘルスアップF@mily利用促進PR</li> <li>健康ライブラリー(健康情報、ヘルシーメニュー他)の活用PR</li> <li>ヘルスケアポイント制度全社展開版の検討</li> </ul>	情報提供回数 ⇒ 6件以上/年
	9.健康管理体制へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所に保健事業推進者との連携強化</li> <li>代表医療職を選任</li> </ul>	データ提供数 ⇒ 4件以上/年
	10.職場環境づくりと活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストレス診断結果に伴う施策のサポート</li> <li>事業所健保連絡会開催(参加者から意見を収集)</li> </ul>	介入事業所数 ⇒ 3ヵ所以上/年

- ・データヘルス計画の概要 [データヘルス計画の概要.ppt](#)
- ・データヘルス計画書 [データヘルス計画書.pdf](#)

## お願い

### <各種健診結果データの提供について>

健康診断の結果はデータヘルスの基礎データとなります。速やかにご提供ください。  
また、全事業所よりご提供いただいた健診結果データの取り込み状況や特定保健指導実施状況(最新情報)、事業所別メタボ該当者率等について、ヘルスアップ F@mily(管理者画面)および事業所担当者用ホームページへ掲載しておりますので、定期的にご確認のうえ、ご活用ください。

#### ■ 健診結果データのアップロードおよび送付方法

- ・操作マニュアル [健康管理に関する情報送付について 2010.04 月版.xls](#)  
[健康情報アップロードマニュアル.pdf](#)

#### ■ 事業所別 各種実施状況・受診率等について

- ・[事業所別健診結果データ取込状況および特定保健指導実施状況・各種受診率等について](#)

※2016年3月18日レポート参照 (パスワード:staff222)

## 2)重症化予防の取り組み

### <目的>

生活習慣病(特に透析に至る疾患、心疾患、脳疾患)の発症リスクの高い人に介入し、発症や重症化を防ぐ

### <対象者>

抽出処理月の7ヶ月前の健診結果を基に、以下の抽出条件に該当、且つ健診半年後までに病院受診をしていない者(未受診者)

### <抽出条件>

- 1) CKD 重症化分類「3」と「4」
- 2) 血糖 (HbA1c:8.0%以上、HbA1cを実施していない方は空腹時血糖:160mg/dl 以上)
- 3) 血圧 (160/100mmHg 以上)

CKD(Chronic Kidney Disease 慢性腎臓病)とは、以下の①②のいずれか、または両方が3ヶ月以上続いている状態

- ① 障害:蛋白尿などの異常
- ② 腎機能低下:eGFRが60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満の状態

### <実施方法>

メールまたは手紙 メール文:[新規対象者.pdf](#) [2年連続対象者.pdf](#)

### <各疾患に関する情報>

#### ・慢性腎臓病(CKD)

今年度、受診がまだできていない方は、保健師や看護師が受診の機会を積極的に提供させていただきます。また病院に行かれていない方も、まずは保健師の相談からご相談ください。

慢性腎臓病(CKD)とは、腎臓の働きが徐々に低下する病気です。初期は自覚症状がほとんどありません。進行すると、透析や臓器移植が必要になる場合があります。

生活習慣病(糖尿病、高血圧)が原因で、腎臓の働きが低下することがあります。生活習慣病を予防・改善することで、腎臓の働きを正常に戻すことができます。

腎臓の働きが低下すると、体にさまざまな症状が現れます。例えば、むくみ、疲れやすさ、夜尿頻回、食欲不振、めまい、立ちくらみ、吐き気、貧血、腰痛、手足のしびれ、尿の色や量の異常などが挙げられます。

腎臓の働きが低下すると、体にさまざまな症状が現れます。例えば、むくみ、疲れやすさ、夜尿頻回、食欲不振、めまい、立ちくらみ、吐き気、貧血、腰痛、手足のしびれ、尿の色や量の異常などが挙げられます。

#### ・糖尿病

今年度、受診がまだできていない方は、保健師や看護師が受診の機会を積極的に提供させていただきます。また病院に行かれていない方も、まずは保健師の相談からご相談ください。

糖尿病は、血糖値が高くなる病気です。血糖値が高くなることで、血管や神経が傷つき、さまざまな合併症を引き起こす可能性があります。

糖尿病は、生活習慣病の一種です。食生活や運動習慣が原因で発症することが多くあります。早期発見・早期治療が大切です。

糖尿病は、生活習慣病の一種です。食生活や運動習慣が原因で発症することが多くあります。早期発見・早期治療が大切です。

#### ・高血圧

今年度、受診がまだできていない方は、保健師や看護師が受診の機会を積極的に提供させていただきます。また病院に行かれていない方も、まずは保健師の相談からご相談ください。

高血圧は、日本人の約3人に1人が患っている病気です。高血圧は、脳卒中や心臓病、腎臓病の原因となります。

高血圧は、日本人の約3人に1人が患っている病気です。高血圧は、脳卒中や心臓病、腎臓病の原因となります。

## お願い

### <代表医療職への通知とフォロー>

生活習慣病の重症化予防事業において、事業所と更なる連携を図り、受療勧奨による適切な受診へつなげていただくよう、対象者のリストを「代表医療職」へお送りしております。引き続き、継続したフォローをお願いいたします。

### <代表医療職の登録・更新>

適宜、代表医療職1名を登録・更新してください。

#### 【登録・変更・削除方法】

「事業所情報管理サイト」⇒「ファイル交換メニュー・事業所情報登録」⇒『医療職』欄にて登録、変更、削除等をしてください。(パスワード:staff222)  
※会社使用のメールアドレスがない場合は「メールアドレス」欄を空白としてください。

- ・代表医療職  
事業所の代表医療職 (医師/保健師/看護師)
- ・情報提供の範囲  
対象者氏名、従業員番号、重症化につながる疾病名、医療機関への受診状況
- ・提供方法  
電子メール:登録された代表医療職へ健保から直接メールを送信

■2015年9月17日発信レポート 参照

[「生活習慣病等の重症化予防の受療勧奨について\(ご依頼\)」](#)

## 2. 各種費用補助制度について

以下の制度について、健康保険証を使用して受診した場合は、保険診療となり健保組合費用補助の対象外となります。

### 1) 一次健診(生活習慣病健診)

区分	対象者	健保組合補助額
一次健診 (生活習慣病健診)	30歳時	毎年4月1日現在30歳の被保険者
	35歳時	毎年4月1日現在35歳の被保険者
	40歳以上	当該年度内(4月1日～3月31日)に40歳以上となる被保険者
<b>健康診断項目</b>		
①家族歴・既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の調査 ③身長・体重・BMI・腹囲・視力の測定及び聴力検査 ※30歳時:聴力検査(オーディオメータ)は対象外 ④尿検査 ⑤胸部エックス線検査 ⑥血圧の測定 ⑦貧血検査	⑧血液一般 ⑨肝機能検査 ⑩血中脂質検査 ⑪糖代謝検査 ⑫心電図検査 ⑬胃部エックス線検査 ※30歳時は、医師の判断に必要に応じて胃部エックス線を実施	⑭糞便中の潜血検査 ⑮腎機能検査 ⑯血中尿酸の検査 ⑰血中総蛋白の検査 ⑱黄疸の検査 ⑲その他医師が認める検査
<p>◆補足事項◆ 一次健診費用の補助請求は、健診結果データの登録が必須となります。 詳細につきましては「3. 請求システムについて」をご確認ください。</p> <p>◆注意事項◆ 生活習慣病健診の対象年齢でありながら事業所の定期健康診断を実施(本人の希望も含む)した場合は、当費用補助の対象外とします。</p>		

### 2) 二次検診

区分	対象者	健保組合補助額												
二次検診 (精密検査)	一次健康診断項目①～⑯の健診結果において所見が見つかり医師が精密検査を必要とした被保険者 ※二次検診補助項目①～③以外の検査は補助対象外 ※補助対象外の詳細については下記補足事項をご確認ください。	二次検診補助項目①～③の検診費用全額												
<b>二次検診補助項目</b>														
①胃部内視鏡                      ②ホルター心電図                      ③心臓 超音波														
<p>◆補足事項◆ 精密検査とは、一次健診の結果何らかの所見の疑いがあったときに実施する検査であり、「診断の確定」や「症状の程度」を明らかにするものを言います。それ以外は保険診療(医療扱い)としてお取り扱いください。</p> <p><b>健保補助対象者の考え方</b> 産業医・契約健診機関等にて精密検査の指示を出す際には下図をご参考いただきますようお願いいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>一次健診結果</th> <th>所見なし</th> <th>軽度所見</th> <th>中度所見</th> <th>重度所見</th> <th>＜補助対象外＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健保負担範囲</td> <td>-</td> <td>健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く</td> <td></td> <td>健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため要病院受診(医療扱い)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年同じ所見が見つかるもの</li> <li>・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等</li> <li>・一次健診受診日より4ヶ月以降に受診したもの</li> <li>・健康保険証を使用して受診したもの</li> <li>・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑯項目として補助いたします)</li> <li>・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			一次健診結果	所見なし	軽度所見	中度所見	重度所見	＜補助対象外＞	健保負担範囲	-	健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く		健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため要病院受診(医療扱い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年同じ所見が見つかるもの</li> <li>・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等</li> <li>・一次健診受診日より4ヶ月以降に受診したもの</li> <li>・健康保険証を使用して受診したもの</li> <li>・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑯項目として補助いたします)</li> <li>・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等</li> </ul>
一次健診結果	所見なし	軽度所見	中度所見	重度所見	＜補助対象外＞									
健保負担範囲	-	健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く		健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため要病院受診(医療扱い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年同じ所見が見つかるもの</li> <li>・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等</li> <li>・一次健診受診日より4ヶ月以降に受診したもの</li> <li>・健康保険証を使用して受診したもの</li> <li>・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑯項目として補助いたします)</li> <li>・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等</li> </ul>									

#### ◆請求方法◆

2016年度の請求フォーマットにてご請求ください。(検査項目欄:①～③の項目をリストより選択する形式)

※今後も二次検診の適切な補助のあり方について検討いたします。

3) 前立腺腫瘍マーカー(PSA 検査)

区分	対象者	健保組合補助額
前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査	毎年4月1日現在50歳以上の希望者	定額: 2,000円(税込) ※1回/年

4) 歯科検診

対象年齢	内容		健保組合補助額
入社時(新規)	健康教育を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科検診について</li> <li>・口腔衛生管理について</li> </ul>	—
4/1時点 25歳 30歳 35歳	歯科検診を実施	<b>口腔内チェック</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯牙疾患(むし歯・破折など)</li> <li>・口腔粘膜疾患、顎関節、歯列不正、残存歯数等</li> </ul>	定額: 3,500円(税込) 1回/年
当該年度内(4/1~3/31) 40歳		<b>歯周ポケット測定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPIコード(地域歯周疾患指数)による歯周病検査</li> </ul> <b>ブラッシング指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯ブラシ指導(歯間清掃など)</li> <li>・全身疾患と歯周病の関係、禁煙指導等</li> </ul>	

◆ 歯科検診の実施方法について ◆

① 委託健診機関で実施

健康診断の委託健診機関で「歯科検診」を実施できる場合がありますので、ご確認うえ、歯科検診の実施を検討してください。

② 大規模事業所

当健保組合の契約業者を活用して歯科検診の実施を検討してください。  
契約業者を活用する場合は「[契約業者利用方法.pdf](#)」をご確認ください。

③ 小規模事業所

事業所近隣の歯科医院との契約締結や個人病院での受診など、ご検討ください。

お願い

歯周病の進行は生活習慣病や全身疾患と深くかかわりがあります。  
2013年度より健保組合では対象者を若年層に広げ、歯周病予防に繋がる検査内容へ変更しましたので事業所の状況に応じた歯科検診・健康教育の実施をお願いいたします。

<入社時の教育(ご依頼)>

新入社員を対象に健康教育(歯科)を実施いただくようご協力をお願いいたします。  
教材または配布物として、添付ファイル「[新入社員健康教育 2016\(PPT\)](#)」をご活用ください。

<保健指導担当者のための教育ツール(ご案内)>

保健指導担当者のための「[歯科保健指導指針 2016\(PPT\)](#)」を添付しますので、生活習慣病保健指導時等にご活用ください。

■ 歯科に関する教育資料(PPT)イメージ



■ 結果通知書の活用について(ご案内)

事業所独自で歯科検診の契約を締結する場合や歯科医院で受診する場合等、歯科検診の結果通知書がない場合があります。その際は、[結果通知書\(ご参考\)](#)をご利用ください。

5) 被保険者婦人科健診(乳がん・子宮がん検診)費用補助

区分	対象者	健保組合補助額
婦人科健診 (乳がん・子宮がん検診)	女性従業員(被保険者): 全員	乳がん検診と子宮がん検診の合計額 上限: 13,000円(税込) ※1回/年

◆婦人科健診の実施方法について◆

①を優先的にご検討ください。

① 事業所健診時の婦人科健診

貴事業所の定期健診、生活習慣病健診との同時実施や就業時間内における婦人科健診(乳がん・子宮頸がん)にご配慮ください。

婦人科健診の実施につきましては、以下の当健保組合の契約に準じてご対応願います。

【健保組合の契約健診機関 婦人科健診契約検査】

乳がん検診	乳腺エコー(超音波)検査またはマンモグラフィ検査・視触診検査	
子宮がん検診	子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診検査(内科時に超微量の分泌物を採取のうえ検査)

② 検診車による婦人科健診(乳がん・子宮頸がん検診)の実施

別途、「2016年度 検診車による婦人科健診の実施について(ご通知)」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、ご協力願います。

③ 富士通健保組合の契約健診機関・契約健診機関以外の利用

上記、実施体制が難しい事業所につきましては、当健保組合の制度を従業員へご紹介ください。

【契約健診機関で受診する場合】

費用	無料(健保組合負担) ※契約健診機関にて受診する場合、自己負担はありません
持ち物	健診依頼書(被保険者婦人科健診)、健康保険証、その他健診機関指定物

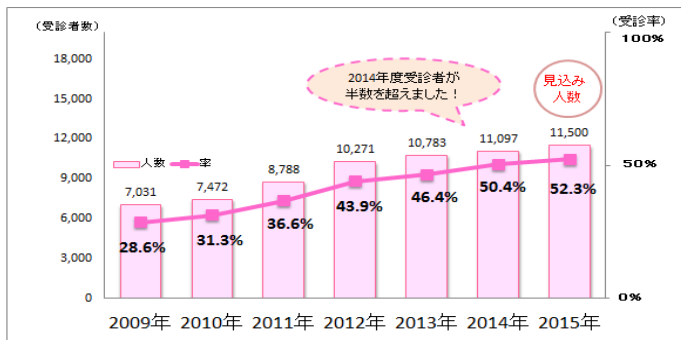
※詳しい受診方法は富士通健康保険組合ホームページ「[婦人科健診](#)」をご確認ください。

お願い

<被保険者乳がん・子宮頸がん検診受診率推移および啓発について>

富士通健保組合では乳がん・子宮頸がん検診の必要性をご理解いただけるよう、啓発資料を作成しております。女性従業員(被保険者)への受診勧奨並びに健康意識の向上にご活用くださいますようお願いいたします。

■被保険者乳がん・子宮がん検診受診率推移



■安全衛生委員会用資料



6) 海外勤務者の健康診断

海外勤務者、帯同配偶者(被扶養者)へ年1回健康診断を受診するようご指導ください。  
 なお、健康診断に伴う費用補助につきましては次の通りといたします。  
 ※既に同年度内に生活習慣病健診等にて補助している方は補助対象外となります。

国内受診(赴任時・一時帰国時・帰任時) ※1年に1人1回のみ補助		
対象者	区分	健保組合補助額
海外勤務者 および 帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2 (上限税込 13,000円まで)
	帯同配偶者健診(～39歳) 定期健康診断	上限税込 10,000円
	帯同配偶者健診(当該年度内40歳以上) 生活習慣病健診	上限税込 26,000円
	婦人科健診 ※対象:女性	上限税込 13,000円

海外勤務地(現地)受診 ※国内受診が業務上難しく、事前に事業所が承認した場合のみ1年に1人1回補助		
対象者	区分	健保組合補助額
海外勤務者 および 帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2
	帯同配偶者健診(～39歳) 定期健康診断	上限税込 10,000円
	帯同配偶者健診(当該年度内40歳以上) 生活習慣病健診	上限税込 26,000円
	婦人科健診 ※対象:女性	健診費用 × 1/2 (本人負担額0円)

健診補助項目	
御社で定められている海外健診について補助いたします。	
【ご参考】	
※富士通(株)の海外勤務者は、法令並びに生活習慣病健診対象の健診項目となります。	
※富士通(株)海外勤務者・帯同家族(被扶養者)の一時帰国時健診については、富士通(株)海外勤務者ホームページをご参照ください。	

7) 海外勤務者(海外出張者を除く)の予防接種

海外勤務者、帯同家族(被扶養者)の赴任先状況によって必要な予防接種の費用補助をいたします。  
**申請書内で氏名や朱印欄に自署がある場合、朱印が無くても受付可となります。**  
 詳しくは、最新の[申請書](#)をダウンロードしてご確認ください。

対象者	予防接種種類	補助範囲	健保組合補助額
富士通健康保険組合加入者のうち海外勤務者および帯同家族 ※予定者含む	インフルエンザ以外の予防接種	赴任先地域により必要な予防接種	接種費用全額
		<該当理由> ①赴任先の地域状況によるもの ②現地校入学に伴うもの(帯同子女) ③国内法定の予防接種(帯同子女)	

<インフルエンザの取扱いについて>

2016年度から国内基準にあわせ、補助制度を廃止いたします。  
 なお、2015年度接種分(2014.4.1～2015.3.31)のご請求につきましては、2017年3月末まで請求いただけます。

■赴任先地域の予防接種状況について(ご参考)

厚生労働省検疫所 FORTH 海外渡航のためのワクチン  
<http://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>

8) 脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診費用補助

対象者	区分	健保組合補助額
被保険者 (特例退職者・任意継続者は除く)	脳ドック <必須項目> MRI(磁気共鳴断層撮影) MRA(磁気共鳴血管撮影)	上限27,000円(税込)
	肺ドック <必須項目> 胸部CT検査	上限12,000円(税込)
	内臓脂肪検診 <必須項目> 内臓脂肪(腹部)CT	上限 2,000円(税込)

<2016年度費用補助額について>

2016年度より以下の通り、検査費用補助額を変更いたします。

- ・脳ドック            上限 28,000円 ⇒ 上限 27,000円 (1,000円減)
- ・肺ドック            上限 13,000円 ⇒ 上限 12,000円 (1,000円減)
- ・内臓脂肪検診    上限 1,000円 ⇒ 上限 2,000円 (1,000円増)

◆各種の受診方法・手続き方法等について◆

① 日本国内の検診機関で受診

従業員がご自身で検査を受診し、健保組合へ補助金請求する方法です。  
詳しい受診方法、お手続き方法は富士通健保のホームページ「[健診のススメ](#)」をご確認ください。

② 富士通クリニックで受診

以下の予約ホームページより予約のうえ、受診してください。  
詳しくは、健康推進本部ホームページをご覧ください。

■健康推進本部ホームページ

<http://portalsite.gcs.g01.fujitsu.local/sites/fj-clinic/Pages/gazoudock/gazoudock.aspx>

③ 事業所で実施した場合

事業所で検査を実施した場合は、補助金請求システムからご請求手続きを行ってください。  
詳しくは、10ページ「3. 請求システムについて」をご参照ください。

9) 特定保健指導費用補助

◆補助の対象◆

原則として、特定保健指導の推進に資する費用について補助します。

補助対象と対象外の具体例は以下の通りです。

※購入にあたり、対象、対象外の判断が難しい場合には保健福祉グループまでお問い合わせください。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導用の資料、教材</li> <li>・特定保健指導対象者向けセミナー(食事・運動・タバコ等)</li> <li>・健康測定器具 (血圧計、体脂肪計、体組成計、塩分測定計等)</li> <li>・禁煙支援にまつわるもの (ニコレット、ニコチンパッチ、スモーカーライザー等)</li> <li>・業務委託費用(特定保健指導に関する部分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・什器、備品、事務用消耗品等 (本来会社が手配すべきもの)</li> <li>・バラマキ的に不特定多数に払い出す物品</li> <li>・懇親費用、アルコール類等</li> <li>・禁煙治療薬(チャンピックス)</li> <li>・人件費</li> </ul>

【補助限度額算出方法】

(単位:円)

	初回～最終評価	初回面談のみ	最終評価のみ
積極的支援	30,000	15,000	15,000
動機付け支援	10,000	5,000	5,000

×

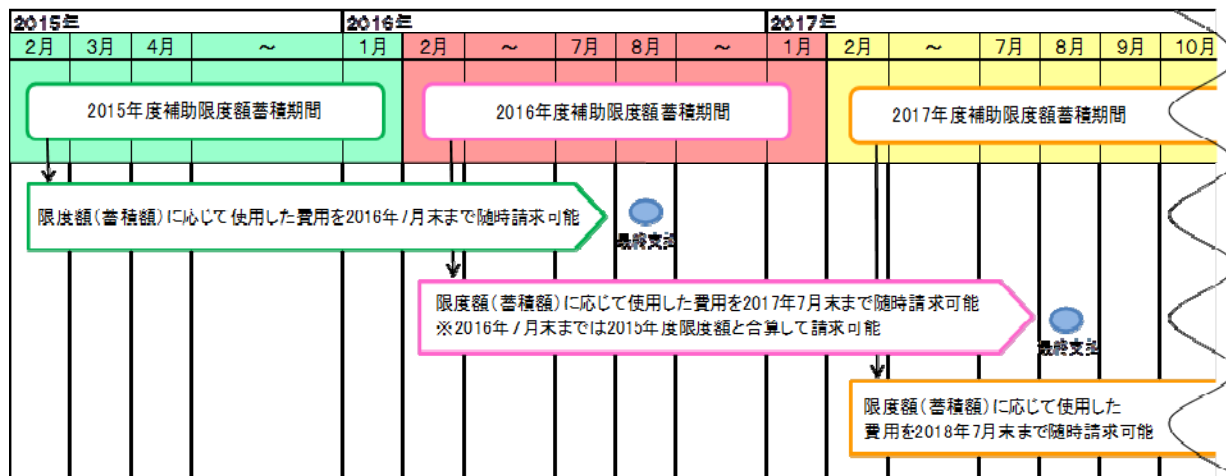
特保実施人数

=

補助限度額

## ◆運用の流れ◆

- ①看護職等が特定保健指導実施後に保健指導の記録をヘルスアップ F@amily に登録  
↓
- ②上記の算出方法により毎年2月～1月の1年間で補助額を蓄積→補助限度額  
※補助限度額(蓄積額)範囲内で使用した費用(特定保健指導実施に関する費用のみ)を翌年7月末まで  
随時請求可能  
↓
- ③事業所情報管理サイト内の費用補助申請より請求書を出力  
※詳細は「4. 請求システムについて」をご確認ください。  
↓
- ④出力した申請書(請求書)と領収書等証拠書類を健保組合へ送付  
↓
- ⑤毎月月末までに届いた請求書を翌月末にお支払



### お願い

補助金を有効活用し、従来に増した特定保健指導の実施をお願いいたします。

※これから特定保健指導の外部委託等をご検討される事業所につきましては、保健指導記録や費用補助等について事前確認をさせていただきますので、保健福祉グループまでご連絡ください。

### <ご参考>ヘルスアップサポートセミナーの開催

2016年度は、特定保健指導の実施率向上(2016年度実施率目標:30%)に視点をおき、以下2つのセミナーを選択型(両方実施も可)にて実施いたします。詳細については、事業所担当者用ホームページの新着情報「[ヘルスアップサポートセミナー開催について\(ご案内\)](#)」(2016.3.29)をご覧ください。

#### A. 健康増進セミナー(特定保健指導初回面談代用セミナー) (90分)

内 容: 講義+体組成計測定

対 象 者: 従業員(富士通健保加入者)

※2016年度健康診断実施後の特定保健指導対象者および  
40歳未満で特定保健指導の基準に該当する方

募集人員: 20名以上

#### B. 介護&認知症予防セミナー (120分)

内 容: 講義+脳トレーニング

対 象 者: 従業員(富士通健保加入者)

※原則50歳以上の方。但し参加枠に余裕がある場合は50歳未満の方も可

募集人員: 20名以上

### 3. 請求システムについて

#### 1) 費用補助申請システムの費用補助種類

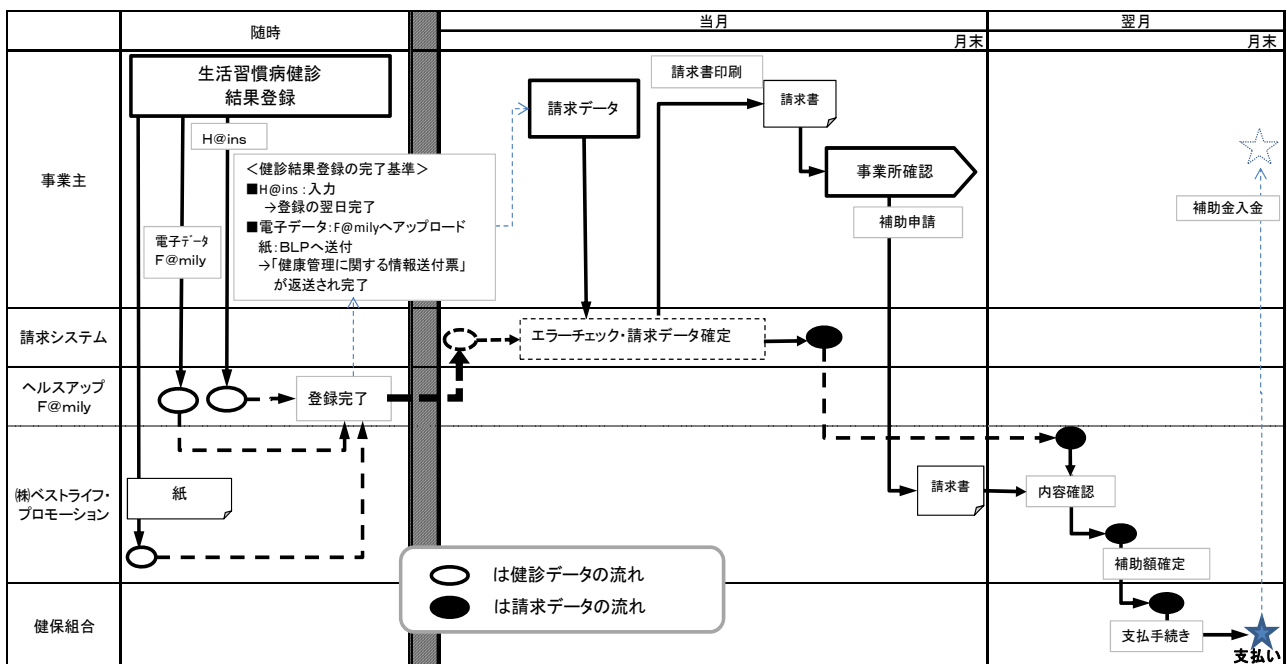
健診等費用補助種類	健診結果登録条件	費用補助定額化	申請時の必須入力項目
① 生活習慣病健診(4月1日時点 30歳・35歳/当該年度40歳以上)	○	○	被保険者番号・カナ氏名
② 前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)		○	被保険者番号・カナ氏名・受診日
③ 歯科検診(4月1日時点 25歳・30歳・35歳/当該年度40歳)		○	被保険者番号・カナ氏名・受診日
④ 婦人科健診(事業所請求分)			被保険者番号・カナ氏名・受診日・金額・受診項目
⑤ 脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診(事業所請求分)			被保険者番号・カナ氏名・受診日・金額・受診項目
⑥ 特定保健指導費用補助			金額

#### 2) 費用補助申請システムの手続き方法

このシステムは、対象者の必須入力項目をテンプレート(エクセルデータ)からアップロードして、費用補助金額の自動算出および請求書の自動作成ができます。

詳しくは「[費用補助申請システム操作マニュアル](#)」をご参照ください。

#### 【運用フロー】



※『生活習慣病健診』における年度末の請求については健診結果の登録を考慮し、翌年度7月末にBLP到着分までを補助対象とします。

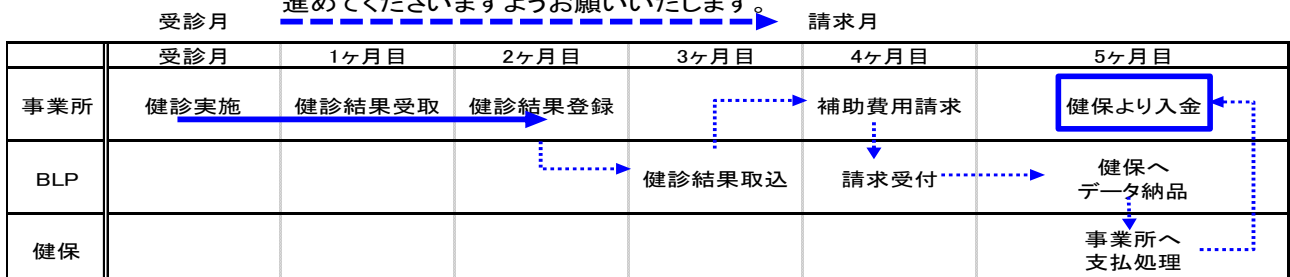
#### 3) 請求システムと結果登録の流れ

生活習慣病健診(一次健診)においては、健診結果の登録後に請求可能となります。

つきましては、年度末に集中することなく、受診月ごとに健診結果の登録作業および請求システムでの処理を行い、早めに請求書のご提出をお願いいたします。

#### 【一次健診請求イメージ】

健診結果を迅速に取り込み、請求処理を進めてくださいますようお願いいたします。




## 4. その他保健事業

その他、次の保健事業を実施しています。事業所内の周知等につき、よろしくお願いいたします。


### 1) 「ヘルスアップF@mily」の活用

**2015年1月リニューアル！スマホも使えるようになりました！**  
ヘルスアップF@milyを活用して健康度アップしよう！

**POINT 1** グラフ表示により目で自分の健康状態を確認できます




**POINT 2** スマートフォンでいつでもどこでも利用できます



健診結果から健康状態が2年分グラフ表示されます。また、40歳以上の方には血管年齢や10年度の疾病発症倍率が表示され、40歳未満の方はご自身が40歳になった場合のシミュレーションを見ることができます。

図や数値の健診結果が閲覧できます。どこでも見ることができるので通院時に医師へ見せて検査結果を伝えることもできます。



<スマートフォン>  
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/smart/>

### 2) 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進

#### ◆制度内容◆

制度名	対象者	項目	費用
配偶者健診	全員	2016年度39歳以下：定期健康診断＋乳がん・子宮頸がん検診 2016年度40歳以上：生活習慣病健診＋乳がん・子宮頸がん検診	無料 ※契約健診機関にて受診する場合、自己負担はありません。
家族健診	2016年度40歳以上	特定健診基本検査項目	

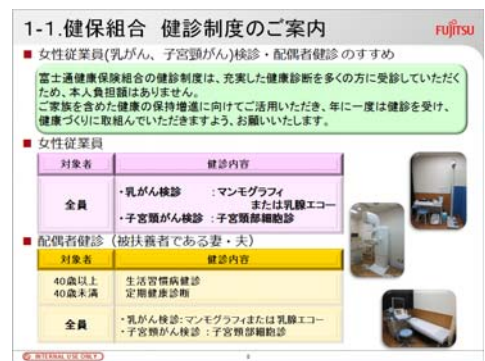
詳しくは、富士通健康保険組合ホームページ「[配偶者健診](#)」・「[家族健診](#)」をご確認ください

#### ◆各種資料◆ ※随時更新して連絡いたします！

・[配偶者健診のご案内](#)  
(2016年3月発送)

・[巡回健診のお知らせ](#)  
(ポスター)

・[安全衛生委員会用資料](#)  
(健診制度のご案内.PPT)



3) 健康増進お役立ちツール「[みんなの健康ライブラリー](#)」

富士通健保組合ホームページからアクセス！旬な健康情報をチェック！



- ◆毎月1日更新◆
- ・カラダで味わう健康レシピ  
旬の食材を使って簡単に作れる、ヘルシーレシピを紹介
- ・ストレスコーピング  
毎月、タイプが異なるストレス症状に対し、専門カウンセラーがアドバイス
- ・メディカル Hot ニュース  
医療ジャーナリストが気になる医療ニュースを解説
- ・ナットク！みんなのケンポ  
健康保険の基礎知識や利用法、医療制度改革に関するトピックスをお届け

4) 電話相談事業

電話一本で相談ができる電話相談事業「健康電話相談」「メンタルヘルスカウンセリング」「介護電話相談」を開設しています。経験豊かな専門家が素早く、的確に、優しくサポートします。ご自身やご家族の「疾病予防・健康管理」に是非ご利用ください。

・「[健康電話相談](#)」

**健康電話相談**

富士通健保ファミリー健康相談  
**0120-507-008**  
通話料・相談料とも無料  
24時間サービス 年中無休  
携帯電話・PHS からでも相談できます  
※ 健康保険証の記号と番号をたずねる場合があります。

・「[メンタルヘルスカウンセリング](#)」

**メンタルヘルスカウンセリング**

かけて安心、みなさまの健康生活をサポート  
通話料・相談料とも無料  
※ 面接相談は5回まで無料  
**0120-507-008**  
受付：月～土 10:00～22:00  
携帯電話・PHS からでも相談できます

・「[介護電話相談](#)」

**介護電話相談**

オヤク ニタツ  
**0120-089-282**  
通話料・相談料とも無料  
受付：月～金 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)  
運営委託会社 ㈱ユウシュウケアサービス  
※ 健康保険証の記号と番号をたずねる場合があります。

詳細につきましては、富士通健康保険組合ホームページをご確認ください。

5) 家庭用常備薬等のあっせん事業

年に2回、家庭用常備薬等のあっせん事業を行っております。  
 プラスワン春号・秋号への差し込み、および期間中は健康保険組合ホームページから閲覧が可能です。  
 市場価格よりも安価での購入が可能となりますので、事業所の常備薬として、また加入者の皆様の健康管理として、是非お役立てください。

平成28年春

# 家庭用常備薬等

是非ご家庭にもお持ち帰りください

## あっせんのご案内

富士通健康保険組合では、家庭用常備薬等のあっせん事業を行っております。この機会に是非ご利用いただき、被

**小児用**

**早期予防**

お子様が  
かぜをひいた時などの  
応急処置に

かぜ気味、頭が痛い、胃腸の不  
経験することです。市販のかぜ薬  
せず休む。これで治ることも多い  
市販薬を使った上手なセルフメ  
は自分で手当てすることができま  
ただけではなく、体脂肪、血圧、肩  
されており、日ごろから健康管理  
自分の健康に責任を持ち、それ  
までに医療機関を受診してしま  
ができます。

<p>かぜの緩和状況の緩和</p> <p><b>かぜ</b></p> <p>18粒 1,262円</p>	<p>頭痛、倦怠、発熱 (フルーグの効)</p> <p><b>BUFFERIN</b></p> <p>18粒 540円</p>	<p>喉の痛み、 3才から服用できます</p> <p><b>こどもセンバアス</b></p> <p>10粒 500円</p>	<p>熱にやさしい解熱剤・鎮痛性 100%純粋</p> <p><b>冷却シート&lt;子供用&gt;</b></p> <p>18枚 450円</p>
<p>胃のもたれ・不快感に</p> <p><b>胃腸薬</b></p> <p>飲みすぎ・食べすぎ・ 胃のもたれなど</p> <p>60粒 795円</p>	<p>胃腸不快感・飲みすぎ・ 食べすぎ・食後不眠</p> <p><b>キャベジンコーワ錠</b></p> <p>110粒 915円</p>	<p>飲み過ぎ・むかつた・ 胸膨満・胸やけ (速効性を重視した胃腸薬)</p> <p><b>エービー</b></p> <p>18粒 1,400円</p>	<p>食べ過ぎ・飲み過ぎ・ 胃もたれ・胸やけ</p> <p><b>パンジアス顆粒</b></p> <p>12粒 250円</p>

6) 保健事業制度概要一覧

富士通健保組合の保健事業について、各種制度の概要(締切日等)を一覧にまとめましたので  
 ぜひご活用ください。

[保健事業制度概要一覧](#)

7) お問い合わせ先、各種URL等のご案内

◆各種補助金等請求書送付先・お問い合わせ先◆  
 (株)ベストライフ・プロモーション 事業所向け費用補助担当

社内メール : 川崎工場)本館-0420  
 住 所 : 〒211-8588 川崎市中原区上小田中4-1-1  
 内 線 : 72-61-255167  
 外 線 : 044-754-2060  
 E-mail : [blp-kenshin@ml.jp.fujitsu.com](mailto:blp-kenshin@ml.jp.fujitsu.com)

◆各種 URL・パスワードのご案内◆

富士通健康保険組合 事業所担当者用ホームページ  
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/staff/index.html> (パスワード:staff222)  
 富士通健康保険組合ホームページ  
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/> (パスワード:fjkenpo222)  
 ヘルスアップ F@mily 管理者用サイト  
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/PHR/Admin/>

以 上

<富士通健康保険組合から被保険者の方へメッセージ>

身体とこころの健康は作るもの。ご自身で、ご家庭で、職場で、地域で。  
 「食事」「運動」「睡眠」「禁煙」「明るいコミュニケーション」が大事。  
 そして、毎年の健診はしっかり受ける。必要に応じて早目に病院は受診しましょう。